平成２１年（フ）第３４１２号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目６番４号　コスモハイツＡ102
債務者　大平　数枝
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４２０号
横浜市神奈川区白幡仲町35番１号　メゾンコスモス202号
債務者　清水千恵子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４１号
栃木県那須烏山市城東４番16号　雇用促進住宅２号棟107号室、前住所栃木県那須烏山市南１丁目８番25号
債務者　小堀　輝彦
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３５号
栃木県佐野市高萩町1337－２　ミネルバＳ703号、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡栗橋町大字松永311番地
債務者　横田　和子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４９号
静岡県浜松市浜北区中条718番地の１　マンションリーベディヒ205号、前住所静岡県浜松市北区新都田２丁目12番10号　エテールＡ202
債務者　市川次男こと　イチカワ　ツギオ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６９４号
静岡県浜松市東区天王町10番地の１
債務者　竹内　千潮
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
岡山市南区浦安本町106番地21　カンパーニュ浦安１号館101
債務者　深井　愛樹
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２４号
岡山市南区浦安本町106番地21　カンパーニュ浦安１号館101
債務者　深井　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３８号
岡山市北区青江５丁目19番35号　ぐらんめーるＶ203
債務者　柳　　正一
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６１号
岡山市北区青江４丁目４番31号　シャトー小松原２―101
債務者　道田　理恵
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７０号
岡山市南区浦安本町90番地３
債務者　屋比久純治
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８３号
釧路市文苑２丁目29番14号
債務者　中嶋　清香
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３８５号
釧路市千歳町10番124号
債務者　尾崎　鋼二
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１１９号
神奈川県大和市西鶴間３丁目３番４―108号
債務者　新谷　雄希
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３３２号
横浜市栄区桂台南２丁目５番５号
債務者　田邊美和子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部